

報告テーマ

- 福岡藩の記録仕法・記録管理の紹介を通じた現存する黒田家文書の位置づけ
 - 「藩政」史料あるいは「藩政」の内部構造の検討
- 大名家文書＝藩侯の記録（宝蔵系）＋藩庁記録（中枢系）＋藩庁記録（役所系）＋収集記録

しかし、藩庁記録（中枢系）は二つの系統に分かれ、その一方は藩侯の記録（宝蔵系）と一体で扱われていたのではないか？ → 二元的な記録体系として中枢系を把握
藩庁記録（役所系）は、藩侯の記録（宝蔵系）・藩庁記録（中枢系）と一体をなす文書群として認識されていたのか？ → 支配・記録体系の分節性と重層性

1 福岡藩の記録仕法

▽正保期から元禄期まで(1644-1703)の家老の裁許記録

御右筆所の日記あるいは御評定帳に記録（『関史筌蹄』「御用帳部分」）
日記の記事は簡略であり、脱漏もある（『関史筌蹄』「古日記」）

▽元禄 16(1703)年・御用帳の成立

御政事（国政）に関わる記事を日記から分離し、御用帳に記録する体制を確立
「凡例云、御用帳とは御家の御法令を初、御家老よりの被仰渡等、皆御政事に係る儀を記す処の書名也」（『関史筌蹄』「御用帳部分」）
御用帳の成立は、日記の御用人が統轄する御勤筋記録への純化を意味
「元禄までは（日記に）併せ記し、後は国政は御用帳に記する故に、日記には記せず。用人局に関係する事のみ也」（『関史筌蹄』「古日記」）

⇒ 御勤筋・御政事筋の二元的記録体系の確立
当然、背後では御右筆所と御用部屋の機構整備が進んでいたとみられるが、実態は未詳

▽明和 01(1764)年 御用帳部分け仕法の成立

御用帳の累積にともなう先例検出の困難
御右筆頭取・御用掛り 浅岡市八による御用帳部分け仕法の策定
「右御用帳に一ヶ年の儀を混し記してハ急用の時便利ならさる故に、明和元年に部分の法を立、正保二年より宝暦十三年迄の儀を十二部とし是を記す、此以後明和元年よりの部分ハまた別に法を立、部数を増して記す、元禄十五年迄ハ御政治を御右筆所日記に記したる故、則日記を抜萃し、又元禄十六年以後ハ御用帳を以て部分に備ふ、部分大概成就の後、御寄合帳を考へ、又目付部屋の留書をも考へて追加す」（『関史筌蹄』「御用帳部分」）
明和 010822 浅岡に対する称美
「記録相重り旧記入用之節急ニ難見出ニ付、此己後御用速ニ為相調候存寄を以新ニ部分数帳相仕立差出候、右之段委細達御聴、右部分帳も成御覧候」（秘記御用帳）

▽御用帳部分け仕法確立の効果と影響

役所レベルでの部分け記録作成が始まる

天明 0103、郡奉行中より明和年中以来の記録 135 冊、紙数にして約 25000 枚の下地調べができたので、郡役所二階において清書を行ないたく、元禄以来の記録 39 冊、紙数約 2200 枚を清書した際の先例にならって、無足組・城代組より寸志出方 6 名を仰付られたき旨の願が出され、許可された（「郡町浦御用帳」安永 100328）

書抜作成対象記事の変化

「 以前より浦ニ係ル法令之儀、宝暦十三未年迄之御家中法令之部之内ニ混し記シ有之、甚難見分故、右宝暦十三年迄之浦法令之儀ハ拔出シ、悉く此再部分ニ載之、又明和元年より以後浦之法令は御家中法令之部之内を除、別ニ浦法令之部を立、惣部分之内ニ加有之候ニ付、甚観るニ便利なり、仍而明和元年已後之浦法令ハ此再部分ニ不記之、浦法令之部ニよって是を見る

但シ、右之通ニ候へとも、明和元年已後不差立浦法令類之儀有之、惣部分浦法令之部ニ記かたきものハ此再部分ケ之内ニ載類もあり、又頭書を加ふるもあり 」（「浦役所定」三 明和元年）

⇒ 部分けの対象は、後年の先例となる記事だけ

宝暦 13 年以前の御用帳書抜の作成についても同様。すなわち、宝暦 13 年以前の時期を対象とした御用帳書抜の作成は、先例の確定作業でもあった。

▽明和 08(1771)年 十二部部分け仕法の成立

十二部部分け仕法策定に先行する動き

享保元年以降の日記については、書抜・頭付(目次)の作成、地理的区分(江戸・長崎・諸所)による部分けを作成(「黒田家御記録目録」)

元文 0210(1737 年)・御書・御感書改の実施

「御右筆頭取浅香又八・御右筆濱彦作に御先祖以来被下置候御書・御感書等改被仰付候処、精を出し書調候を賞せられしこと御用帳に見ゆ」(『関史筌蹄』「御感書御書類控」)

宝暦 1206(1762 年)・「続年中式」の編集

幕府への「年中御勤之次第」(対幕府儀礼)を記した「年中式」を、御右筆頭取浅岡孫助が口伝および享保期から宝暦期までの御日記によって補訂

宝暦・明和期(1751-71 年)の重書付類の整理

御感書を入れた箱ごとの目録である「入目録」を継続的に作成(堀本 1999)

先例集の編纂 「旧記書目便覧」に収載された先例集

元禄 03～元禄 11「江戸御留守ノ内集記 全」への注記 「公義御勤相交。御留守日記書抜と見ル」

宝永期「雑事類集 全」への注記 「此記ハ多御在府中覚書也。其中え公義御勤并寺社之儀も加」

明和 01・御用帳の部分け仕法策定

⇒ 日記・一件記録だけでなく、書抜・先例集・便覧の作成も継続的に行なわれていた。それらを一つの体系に統合するために十二部部分け仕法を策定

▽十二部部分け仕法の策定

御右筆・記録方 服部甚作・鈴鹿金十郎が策定(「御用帳 御法令之部」文政 040215)

「昔より記録部分の法則立す、書法も区成故、今度統ての記録十二部に頒ち、各書名を題し、部毎に分類して明和八年以後の儀を誌す、右書名・分類・巻の名・編集の大意等は記録法則に載之、此御家事記は分類十一巻也、分類の初巻終りて二之巻・三之巻に移

り、未幾冊に至りても後年同様に書続す、右記す処の巻数は部分書目便覧を以可考之」
（「御家事記 定格改正之巻」）

▽十二部部分け仕法の構造

部分けの具体的な構造 残存する「十二部凡例」の構成（資料 01 頁）

記・巻・部の構成

具体的には「□□記○○之巻」の名称をもつものが中心

（例：御家事記定格之巻・御家事記定格改正之巻）

まとまった分量の一件記録は、別名目として管理

別名目の名称 「固有名詞 + ○○記」（例：「藤姫様御誕生記」）

部分書目便覧別名目の目次による十二部構造の類推（資料 02・03 頁）

部分書目便覧は、十二部部分け仕法に基づいて作成された記録の内、別名目だけを対象としている

部分け仕法の具体例

「定格之巻」の場合

明和 06 ないし 07 年以前の時期を対象として、定格となる事例を集成

原則として 1 巻に編集する

定格が変わった場合は、定格改正之巻に新しい定格を記載し、定格之巻からの参照が可能のように注記する

御家事記別名目 御定書類集「凡例」（〔十二部凡例〕）

一此類集は御勤筋に懸る御定書を初、明和八年に分つ処の十二部にかゝる御定書・御壁書類をしるし、御定書の部・御壁書の部・附録改正の部を出して書載之

一御定書は明和七年以後の儀を撰て記し、御壁書は以前より張付有之を執て記す、尤御家老中詰の間及御右筆所に有之御壁書は御勤筋の有無によらず悉載之

一御政事筋の儀はすへて御用帳に譲り此記に載せずといへとも、御定書・御壁書の内に少しも御勤筋にかゝる儀あるは則其一通の全文を執て是をしるす、右は御務筋のヶ条分を抜取記すへき儀といへとも、省略しては何れの内に其御勤に懸るヶ条あるといふ事を弁へ難く、便利ならさるゆへなり

一御家老中詰間の御壁書は専御国政にかゝりたる事のみにて、御務向にはかゝらず、また御右筆所の御壁書の内に御勤向の外の儀を載せおかれたるもあり、しめて此記にあつかからすいへとも、自然後年御住居替御普請等の節御壁書類取除になり、御普請成就の後以前より張付有之御壁書類枚通にて詳に弁へかたきゆへすへて今記置之

一御定書・御壁書と云ひかたき当時の覚書類たりとも、後勘にもなるへき事は執て附録す

一御定書・御壁書等改正筋の儀は則改正の部に記すへし、尤今記し有之条下の内取捨の儀もあらは、何の何年何月何日に改る趣朱を以断書を加へ置へし

一御定書・御壁書に相成類は部分十二部の内に執て記し置ものといへとも、此記にも重出すへし、又後年の儀も右の件々に習ふて記し、此冊終らは次巻を設て書載すへし

一長崎御番頭へ相渡さるゝ覚書・御定書・御壁書等の儀は、長崎記の分類御番方の巻に委ゆへ不贅之

一此記の外に御定書拾遺あり、右拾遺は此記に洩したる新古の御定書御壁書等年の

順次を追はす、漫に目次して記置之

- ⇒ 御勤筋とは？ 「藩主に係る事項」と暫定的に定義
「美濃守様より御儀様え之御仕向」・「美濃守様え御儀様より御勤向」（江戸御記録名目）の存在
対概念としての「御仕向」と「御勤向」

▽十二部部分け仕法成立にともなう記録管理体系の変化

①文書管理台帳の作成とそれによる管理

定格之巻編纂による定格確立→ 明和 07 年以前の記録・日記は「旧記」・「古日記」となる
→ 旧記書目便覧・古日記書目便覧を作成し管理
次々に作成される別名目類 → 部分書目便覧を作成し管理

②御勤筋と御政事筋のさらなる分化＝御右筆所監理記録の御用部屋への移管

天和期～元禄期(1681-1703 年)の御評定御寄合帳 51 帳
「右は御用掛之方え掛り合之儀に付御用勤中え相伺候処、彼方預に被仰付候間引渡候様に
との儀に付、明和八年辛卯六月廿四日員数相改、浅岡市八え鈴鹿金十郎より引渡之」
御切米帳〈黒長持に入組〉 181 冊
「右は宝暦五年御勘定所より差出候由也、明和八年卯夏御用勤中依御指図同六月廿四日御
用掛り浅岡市八預りに被仰付、同ク同人え鈴鹿金十郎より引渡之」（旧記書目便覧 799 頁）
御用勤が管理する御右筆所所属の記録が御用掛へ預けられる
それまでの記録の出自に基づく管理体制からの脱皮
「御評定御寄合帳」が御右筆所の記録として管理されていた意味合い

2 記録類を管理するために作成された便覧・目録

▽部分書目便覧（資料 04 頁）

十二部部分け仕法にしたがって作成される別名目類、重典・重書付・絵図を管理する台帳
冒頭に全体の大分類 4 項目（別名目類・重典・重書付・絵図）の目次、続いてその最初の
項目である別名目類 23 分類の目次を置き、別名目の書目記載が始まる（資料 02 頁）。

部分書目便覧の動態的性格

分類ごとの空白をのこした改丁 御在府日記の箱の移動
書目に線を引いていない箱入り前の状態
記録の随時受入れ・追記

「右図(新刊與地全図)老枚、慶応三卯十一月宰相様より御下ヶ切ニ相成、御用人預押込
入」、（付箋）「奥より御下ヶ相成候旨御用人衆より被申聞、豊村才右衛門え御渡有
之候付、御記録藏え直し置候事」（部分書目便覧 785 頁）

ただし、台帳として最短でも 12 年以上、長ければ 25 年以上、幕末期まで使用
箱収納状況は、原則として十二部部分け仕法の分類に従って一連番号を付した箱に収納
部分書目便覧の管理対象ではない箱が存在

十二部部分け仕法の対象外の御右筆所作成記録は、部分書目便覧には登場しない
十二部部分け仕法の対象記録であっても、別名目以外は部分書目便覧には登場しない
長崎は目録が別になっており、長崎之部に属する別名目も部分書目便覧には登場しない
十二部記録別名目で部分書目便覧に収載書目がない部
禁裏御勤・長崎・御役人方御勤・他国諸民

▽旧記書目便覧（資料 07 頁） 御家事之部のみ現存

明和 07 年以前の御勤筋記録を対象とする管理台帳

冒頭に御家事之部分類目録（類別）を置き、最初の吉事類の場合のみ吉事類の細目録（項目別）を置き、細目ごとに細目名を記して記録名を記載。御法事以下は細目録はなく、類名を記して、直ちに記録名の記載が始まる。
箱への収納は、十二部部分け仕法の項目に添って配置

▽古日記書目便覧 残存せず

▽江戸御記録名目（資料 08 頁）

幕末・維新期に江戸から国許へ廻漕された「御記録」の管理台帳（横帳）
御右筆所文書の保管形態を示唆
御用人預り之御筆筒・分類名称をつけた箱・長持・当用背負入など
当用背負入の内容は、藩主の側近に配置されていた記録類
箱収納状況は十二部部分け仕法を反映
最後の部分には、「御記録」以外の御右筆所の文書も含む → 便覧の収録対象外

▽黒田家御記録目録（資料 12 頁）

明治 45 年に福岡の黒田家別邸にあった「御記録」の目録
十二部部分け仕法にもとづく御勤筋記録＋御判物・高辻帳・検地帳
箱への収納状況は、同種のを箱にまとめるが、全体の配置はランダム
昭和 9 年・10 年に九州文化史が日記の一部について写本を作成

3 現存する黒田家文書の構成

県立図書館・黒田家文書目録（資料 24 頁） 上記の目録・便覧類と一致する記録は少ない
県立図書館・黒田家文書（第二次）目録（資料 28 頁）
ほとんどが部分書目便覧・旧記書目便覧と一致する十二部仕法による記録（御家事記 吉事之巻）
文書群としての性格差 ただし、いずれも御勤筋記録が中心をなす点は共通
筑紫女学園所蔵・黒田家文書 家史編纂のため借り出した文書群 基本的に御勤筋文書

4 御勤筋・御政事筋と記録体系

残されている便覧・目録類は、基本的に御勤筋記録に関するもの
十二部部分け仕法に基づく部分書目便覧・旧記書目便覧 当然御政事筋記録を含まない
江戸御記録名目 江戸藩邸の御右筆所が管理していた記録を廻送した際の目録と推定
黒田家御記録目録 内容から御右筆所管理の記録類の目録と見てよい
現存する「黒田家文書」は基本的に御勤筋記録
藩庁記録（役所系）は把握されていないし、伝存もしない 廃藩時の県への引継ぎは未詳

熊本藩における記録体系の分節性と記録の残存（吉村豊雄 2008）

- ①郡方の覚帳に記録された事業は、実際に実施された事業の内の一部で、藩資金の利用や年貢・石高の変更を伴う事業などである
- ②現存する役所系藩庁記録は、一旦県へ移管され、細川家へ再帰属したもので、郡方と小物成方の二役所の覚帳のみが伝来。それ以外の役所系記録は残存せず。

藩主と管理する組織・記録の性質との距離の近さ 「御記録」が固有の範疇である可能性
⇒ こうした記録体系の構造 実態である藩政の構造を反映

[参考文献・文書]

- 『関史筌蹄』 岸田信敏『関史筌蹄 筑前郷土誌解題』（復刻版） 1976 文献出版
『福岡市史』 『新修 福岡市史 資料編 近世1 領主と藩政』 2011 福岡市
- 江藤 1988 江藤彰彦「福岡藩における記録仕法の改革（一法の蓄積と法令による支配）」（『西南地域の史的展開・近世編』所収） 1988 思文閣出版
- 堀本 1999 堀本一繁「御感書の成立について」（『黒田家文書』第1巻所収） 1999 福岡市博物館
- 吉村 2008 吉村豊雄「近世地方行政における藩庁部局の稟議制と農村社会」（『藩政アーカイブズの研究』所収） 2008 岩田書院
- 黒田家文書 福岡県立図書館所蔵
黒田家文書 筑紫女学園所蔵
- 部分書目便覧 福岡県立図書館所蔵・黒田家文書（『福岡市史』に収録）
旧記書目便覧 旧・福岡県地域史研究所所蔵文書（『福岡市史』に収録）
〔十二部凡例〕 福岡県立図書館所蔵・黒田家文書 152号・405号（『福岡市史』に収録）
御家事記 定格改正之巻 福岡県立図書館所蔵・黒田家文書
御記録目録 「黒田家御記録目録」（九州大学中央図書館所蔵） 明治45
秘記御用帳 福岡県立図書館所蔵・黒田家文書
御用帳 御法令之部 福岡県立図書館所蔵・黒田家文書
浦役所定 九州大学法学部所蔵（『福岡県史 近世史料編 福岡藩浦方（一）』所収）
江戸御記録名目 「江戸御記録名目 江戸表より御国元え差廻相成分」（筑紫女学園所蔵・黒田家文書）